

善通寺商工会議所からのお知らせ

2016年1月
運用開始



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーの利用がはじまります。

個人番号 とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと
法人番号 とは、設立登記法人など1法人に1つ、13桁の番号のこと



3つのメリット

- | | | |
|--------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 1 手続きが正確
で早くなる | 2 面倒な手続き
が簡単に | 3 給付金などの
不正受給の防止 |
|--------------------------|-------------------------|----------------------------|

マイナンバー制度 事前対策説明会

会社が今から
準備すべきこと

日時 **6月16日(火) 14:00～**
場所 **善通寺商工会議所 2階**

国民全員にそれぞれのマイナンバーが平成27年10月から届きます。それは一生変わることのない大切な番号です。マイナンバーは、法律で限定的に定められた場合のみ利用することができ、それ以外では利用することができません。大切なマイナンバーを法律の範囲内で利用するために、会社として様々な準備が必要です。マイナンバーの運用開始前に会社が準備しなければならないこと、会社の業務のどの場面でマイナンバーを利用するか、マイナンバーの適切な取り扱いのポイントを説明します。是非、多くの方々参加をお待ちしております。

- 内容 **マイナンバー制度概要説明**
- 講師 **丸亀税務署法人課税第一部門統括国税調査官**
- 申込/切 **6月15日(月)**
- 問合せ **善通寺商工会議所 (TEL) 0877-62-1124**

従業員が100社の法人
参加料を無料に
させていただきます！



マイナンバー制度説明会 FAX0877-62-8941 善通寺商工会議所

出席する

参加者名 _____

連絡先 _____